（３）引受計画と実施方策

第１　農作物共済

１　加入推進について

(1) 無保険者を無くすよう、農業者個々に制度の普及に努め、農作物共済もしくは収入保険への加入を推進する。

(2) ＪＡ等へ乾燥調製を全量依頼し施設計量結果が分かる者を対象に、全相殺方式への移行を推進する。また、青色申告書及び関係書類により適正に収穫量を確認できる者については収入保険または全相殺方式への加入を推進する。

(3) 自ら乾燥調製を行う白色申告者については整備された税務関係資料の提出で全相殺方式に加入できることを普及する。

(4) 収入保険もしくは全相殺方式を選択しない者には半損特約を付加した地域インデックス方式への加入を推進する。

(5) 「令和６年の農作物共済及び畑作物共済の加入推進に係る取組について」（令和５年 12 月 13 日付け農林水産省経営局保険監理官付農作物・畑作物班事務連絡）に基づき、加入推進の取組計画を策定し、有資格農業者の把握及び戸別訪問の取組を行い加入推進に努める。

２　制度の普及

水稲の全相殺方式等の普及及び加入を推進し、補償の充実を図る。また、ＪＡ以外に乾燥調製を依頼している農業者について出荷データを収集・蓄積し、全相殺方式への移行を図る。経営所得安定対策の円滑な運営を実施するため東海農政局岐阜県拠点等関係機関と連携して本制度の普及に努める。また、農業保険制度との関係を分かりやすく説明する事により、農業者が両制度に加入し、経営安定が図れるよう努める。

３　作付状況の適正把握と適正引受

地域農業再生協議会、東海農政局岐阜県拠点及びＪＡ等と連携を密にし、水稲生産実施計画書及び経営所得安定対策等交付金営農計画書兼水稲共済加入申込書兼変更届出書の一体化を図り県下統一様式を推進する。また、作付状況を適正に把握し不適格耕地の引受除外等適正な引受を行う。

経営所得安定対策の交付対象者について、関係機関等と連携しながら耕地の利用状況を把握し、適正な引受を行う。

４　基準収穫量の適正な設定

新規需要米等の生産・利用について東海農政局岐阜県拠点及びＪＡ等の協力を得ながら、実測調査を含めてデータ収集し適正な基準収穫量の設定を指導する。また、多収性専用品種についても積極的に引受けを行う。

5　危険段階別共済掛金率の適正な設定

加入者ごとに危険段階別共済掛金率を適正に設定する。

6　共済掛金等の納入期限の厳守

共済掛金等の口座振替を徹底し、正当な理由がなく共済掛金の払込みを遅延した場合には、共済関係が解除されるため、共済掛金等の所定期日内納入を厳守させる。

7　事務処理の適正化

引受事務や県下統一様式における出力情報の適正化を図るため、加入申込書における水稲作付情報と地域農業再生協議会の作付情報との照合を的確に行えるよう水稲一体化システムの活用を推進するとともに、確実なチェック体制を構築する。

8　関係機関との連絡協調

地域農業再生協議会と連絡協調を図るとともに、県農業経営課並びに東海農政局岐阜県拠点の指導を得て適正な引受を行う。

9　担い手の育成への協力

地域農業再生協議会に参画して担い手の育成・確保及び集落営農の法人化に協力する。

10　共済金額の適正な設定

経営所得安定対策の営農継続支払が当年の作付面積に応じて交付されることに伴い、適正な共済金額を設定する。

第２　家畜共済

1　加入推進について

(1) 有資格農業者の把握及び個別訪問の取組を行い加入推進に努める。

(2) 有資格頭数の把握と加入推進

家畜個体識別一括情報照会システム及び飼養頭数調査で正確な有資格頭数を把握し、種豚・肉豚を中心に未加入農業者への個別訪問による加入推進を行い、未加入家畜の解消を図るとともに加入者においては共済金額の増高に努める。

(3) 豚の加入推進

事故除外方式を中心に種豚・肉豚の加入を推進する。未加入の農業者に家畜共済の仕組みを説明し、制度の理解を得る。

(4) 制度の普及

家畜飼養者に継続引受け確認もしくは個別訪問の際に、分かりやすく家畜共済制度について説明し、加入推進に努める。

(5) 病傷共済金額の増高

診療費が病傷給付限度額を超える加入者が多く発生しているため、病傷共済金額の増高を勧める。

2　家畜価額の適正評価

事務取扱要領に示された手法で「評価基準」を定め、適正な価額で引受する。

3　共済掛金等の納入期限の厳守

継続加入、分納及び期末調整の掛金等納入が期限内に行われるよう加入者に依頼する。

4　加入者の異動通知と異動確認

加入者に家畜改良センターへの家畜異動通知を励行させ、トレサデータ照合システムでの個体確認及び家畜個体識別一括情報照会システムを利用し適正な異動確認をする。

5　事務処理の適正化

事務処理誤りについては、複数人での検証を強化する等の解消方策を行う。

6　危険段階別共済掛金率の適正な設定

加入者ごとに危険段階別共済掛金率を適正に設定をする。

7　関係機関との連絡協調

県家畜防疫対策課・家畜保健衛生所及び県獣医師会等と連携を密にし、引受の拡大に努める。

8　家畜診療所の運営方針

(1) 他団体獣医師及び開業獣医師と連携をとりながら、加入者の要請に基づく診療を行う。

(2) 普段から損害防止活動を行い事故の未然防止に努める。

(3) 県畜産協会の行う予防接種事業に参加し、家畜伝染病の防疫に努める。

(4) 他団体獣医師及び開業獣医師の依頼に基づき応援診療、立会診、各種検査、受精卵移植等を行う事で事故の軽減に努め、生産性の向上に資する。

(5) 診療技術研修会や長期技術研修に参加し、診療技術等の向上を図るとともに、新たな診療技術等の開発・研究を行う。また、他団体獣医師及び開業獣医師に伝達普及することで技術向上を図る。

(6) 獣医系大学が実施する参加型学生実習に協力し、獣医師育成を図る。

第３　果樹共済

１　加入推進について

(1) 結果樹面積の把握と引受拡大

東海農政局岐阜県拠点、県と連携し農業センサスの栽培面積を参考に支所ごとの有資格結果樹面積の把握に努め、引受目標・推進方針を立案して加入推進を行う。

各振興会等の会議・講習会等に積極的に参加し、制度説明を行う。また未加入者における加入の意思確認の際には制度の説明を行うとともに加入推進に努める。

(2) 関係団体との連携による加入推進

県、ＪＡ、園芸特産振興会等の関係機関と連携し、農業保険の効果的な普及・推進の方策を検討し、専業果樹栽培農業者への制度の周知徹底及び重点地域を設定し引受拡大を図る。

(3) リーフレットの作成

果樹栽培農業者のニーズに即した方式の普及を図るため、リーフレットを作成する。

(4) 有資格農業者の把握及び加入の意思確認の継続

「令和６年の果樹共済の加入推進に係る取組について」（令和５年 12 月 15 日付け農林水産省経営局保険監理官付果樹班事務連絡）に基づき、加入推進の取組計画を策定し、有資格農業者の把握及び未加入者に対して加入の意思を継続して確認する。

２　制度の普及

令和５年産から白色申告者も全相殺減収方式に加入できることを踏まえ、農業者ニーズにあった加入方法の提案を行う。

３　未実施品目の共済事業の調査

管内の農業者を対象に、未実施品目及び引受方式の実施についての意向調査を行う。

４　標準収穫量・基準生産金額の適正な設定

過去の出荷実績等を参考にして、標準収穫量・基準生産金額の適正な設定を行う。

５　危険段階別共済掛金率の適正な設定

加入者ごとに危険段階別共済掛金率を適正に設定する。

６　加入申込書の提出期限及び共済掛金等の納入期限の厳守

加入申込書を期限内に提出させる。また、共済掛金等の口座振替を徹底し、正当な理由がなく共済掛金の払込みを遅延した場合には、共済関係が解除されるため、共済掛金等の所定期日内納入を厳守させる。

７　園地台帳等の整備

引受及び損害評価の基礎となる園地台帳の整備を的確に行う。また、引受評価時には園地台帳の確認を行いながら園地台帳の正確化を図る。

第４　畑作物共済

（大豆）

１　加入推進について

(1) 作付面積の把握と引受の拡大

東海農政局岐阜県拠点、県及びＪＡ等との連絡を密にし、作付面積を把握する。また、農業再生協議会等に参画し、未加入農業者を解消する。

(2) 基準収穫量の適正な設定

作付耕地の土地条件、品種、肥培管理及び栽培方法等の調査検討で、基準収穫量の適正な設定を行う。

(3) 全相殺方式の普及

ＪＡ等への全量出荷者を対象に、全相殺方式への移行を推進する。また、加入資格を有する者に係る収穫量も青色申告書及び関係書類により適正に確認できる農業者についても全相殺方式への加入を推進する。

(4) 有資格農業者の把握及び加入の意思確認の継続

「令和６年の農作物共済及び畑作物共済の加入推進に係る取組について」（令和５年 12 月 13 日付け農林水産省経営局保険監理官付農作物・畑作物班事務連絡）に基づき、加入推進の取組計画を策定し、有資格農業者の把握及び未加入者に対して加入の意思を継続して確認する。

２　危険段階別共済掛金率の適正な設定

加入者ごとに危険段階別共済掛金率を適正に設定する。

３　制度の普及

無保険者を無くすよう、農業者個々に制度の普及に努め、畑作物共済もしくは収入保険への加入を推進する。

４　加入申込書の提出期限及び共済掛金の納入期限の厳守

加入申込書を期限内に提出させる。また、共済掛金等の口座振替を徹底し、正当な理由がなく共済掛金の払込みを遅延した場合には、共済関係が解除されるため、共済掛金等の所定期日内納入を厳守させる。

５　共済金額の適正な設定

経営所得安定対策の営農継続支払が当年の作付面積に応じて交付されることに伴い、適正な共済金額を設定する。

（蚕繭）

１　現状の把握

有資格農業者及び掃立箱数等の把握を行う。

２　関係機関との連絡協調

県及び蚕糸協会と連携し、情報収集に努める。

第５　園芸施設共済

１　加入推進について

(1) 有資格農業者の把握及び加入の意思確認の継続

加入推進の取組計画を策定し、有資格農業者の把握及び未加入者に対して加入の意思確認を行う。

(2) 中期的及び各年度目標の設定について

① 中期的（３ヶ年）の目標加入率をベースに単年度の目標加入戸数を設定する。

② 単年度の目標実現のための方策を、未加入理由の分析や、補助事業の対象となった農業者の情報提供を受けて設定し、個別訪問の強化を図る。

(3) 補償の拡充にかかる農家への周知徹底

園芸施設共済制度について理解が得られるよう、チラシ等を使用し周知徹底に努める。

２　制度改正の普及

制度改正により補償が拡充されてきたことを踏まえ、農業者ニーズにあった加入方法の提案を行う。

３　共済掛金等の納入期限の厳守

共済掛金等の口座振替を徹底し、共済掛金等の納入状況を常に把握し、所定期日内納入の徹底を依頼する。

４　関係機関との連絡協調

県、市町村、ＪＡ並びに園芸特産振興会と連絡を密にし、協力を得ながら制度の普及及び引受拡大を図る。

５　危険段階別共済掛金率の導入及び適正な設定

加入者ごとに危険段階別共済掛金率を適正に設定する。

６　収入保険制度との棲み分け

施設内農作物の収入補償の充実を考慮して、野菜安定基金制度との選択を踏まえたうえで施設内農作物は収入保険への加入を推進する。

第６　任意共済

１　任意共済「未来へつなぐ」サポート運動の推進

全国運動（令和５年度～令和 10 年度）「未来へつなぐ」サポート運動に基づき、農家資産の補償充実を目指し、令和６年度

目標額の達成に努める。

2　仕組み改善等の周知徹底

仕組み改善等の周知徹底を行い、補償の充実効果を最大限に活用し、加入者のニーズに合わせた加入推進及び適正な引受を行う。また、加入資格基準が「農業に従事する者」に拡充されたことを踏まえ、法人の構成員等の農業従事者が有資格者となることを引き続き周知する。

3　引受適正化の対応

加入推進をする役職員、共済部長等に会議、研修会等で法令、定款等に定める任意共済事業の加入資格について周知する。また、建物共済加入申込書及び推進用リーフレットに加入資格要件を明示し、農業者に周知する。また、加入資格者の審査態勢を強化する。

4　農機具損害共済の加入推進

営農組合・専業農家・畜産農家を中心に農機具損害共済の加入推進を図る。

5　任意共済事業に関する研修

職員を対象に、ＮＯＳＡＩ協会が開催する建物共済専門講習会、農機具共済専門講習会並びに任意共済全国研修会に出席し、制度内容・他保険との相違点を分かりやすく農業者に説明する知識、現場で生かせる情報の習得を図る。

6　基礎組織の強化

役職員・共済部長等一体となった推進体制を確立する。

7　任意共済担当者会議の開催

任意共済を担当する中核職員とともに、推進方策の立案、実施、検証、見直しを行い目標額達成に努める。

8　事業推進のための支所巡回

事業推進のため支所を巡回し、現状把握に努め、課題、問題点の検証等を行い、事業推進支援を行う。

9　リーフレットの作成

任意共済推進のため、分かりやすいリーフレットを作成する。

10　共済掛金の納入期限の厳守

共済掛金の口座振替を徹底し、共済掛金の納入状況を常に把握し、所定期日内納入の徹底を依頼する。

11　奨励金の交付

任意共済事業の加入推進で、奨励金交付要領により奨励金を交付する。

12　農機具共済の収支改善

農機具共済の収支改善に向けて、過去の被害を分析し、免責事項の見直し及び掛金率の検証を行い、適正な設定に向けて取り組む。

第７　収入保険事業

ＮＯＳＡＩ全国連との間で取り交わした農業経営収入保険事業に係る業務の委託契約に基づき、事業推進に取り組む。

また、収入保険加入支援事業を活用し、東海農政局岐阜県拠点、県農業経営課、ＪＡ、農業会議、園芸特産振興会等の関係機関を構成員とする推進協議会において、定期的に打ち合わせを行い、次の業務に取り組み、効率的に収入保険の普及・加入サポート活動を行う。

１　推進協議会の開催

(1) 収入保険の普及・加入サポート方針及び具体的な取り組み内容の策定等

(2) 顧客リストの分析データによる市町村、品目ごとの普及活動に係るターゲットの明確化

(3) 農業者への説明方法等の講習

(4) 普及・加入サポート活動の進捗管理等

２　農業者及び関係機関向け制度説明会等の開催

(1) 制度説明会の開催（各種生産部会等に対し、制度内容等に関する説明を行う。）

(2) 個別相談の実施（個別の農業者等に対し、制度内容の説明及び各種サポートを行う。）

３　収入保険未加入の農業者への個別訪問

収入保険事業の仕組みについて知識の習得を図り、関係機関と連携して農業者への周知に努め、青色申告農業者を把握する

とともに、白色申告者に青色申告の普及に努める。

加入資格を有する農業者の把握及び個別訪問の取組を行い加入推進に努める。全ての農業者が無保険者とならないよう、農業共済か収入保険のどちらかに加入するよう推進し、農業保険の顧客リスト整備及び個別の加入推進活動を行う。

4　青色申告個別相談会等を開催し記帳サポートを行う。

5　オンライン申請サポートの実施

農林水産省共通申請サービスを利用したオンライン手続きによる加入申請のサポートを行う。

（４）損害評価の適正化の方策

第１　農作物共済

１　作柄概況の的確な把握

関係機関と連携を確保しながら、見回り調査を綿密に実施し、県下全体の作柄概況と被害状況を的確に把握する。

２　被害申告の適正化指導

加入者に被害が見込まれる圃場の速やかな申告を徹底させるとともに、管内の被害状況を普段から把握し、迅速かつ的確に損害通知（速報）を提出する。また、登熟不良等被害の発生が懸念される場合には、適切に被害申告の注意喚起を行う。

３　水稲の全相殺方式、品質方式及び麦の災害収入共済方式の適正評価

見回り調査、施設計量全数調査、売渡数量全数調査、青色申告書等調査及び出荷数量等調査で適正評価を行う。

４　評価地区の適正な設定と評価眼の統一

検見等で行う農家申告抜取調査及び実測等で行う抜取調査を適正かつ効率的に実施するために、損害評価のガイドブックを作成し損害評価に用いる。また、被害の実態に応じた評価地区や日程の設定及び評価班の編成を行い評価眼の統一を図り適正な評価を行う。

５　分割評価の実施

共済事故以外の減収が認められる被害については、分割評価基準に基づいた適正な分割評価を行う。

６　損害評価の適正実施

抜取調査を実測調査で行い、損害評価の精度と信頼の向上を図る。被害の状況に応じた規定実測筆数の確保と適期の刈取り及び調製作業を実施し、適切に損害高をとりまとめる。

７　関係機関との連携による適正評価

東海農政局岐阜県拠点、県及びＪＡ等と連携を図り、適正評価に努める。

８　損害評価事務等の適正化指導

損害評価野帳及び抜取調査野帳等の調査を通じて、損害評価や事務処理の適正化を図る。

9　共済金の早期支払い

損害評価結果を効率的な取りまとめや迅速な損害高確定により、共済金の早期支払いを目指す。また、甚大な被害が発生し被害の程度が確定している共済事故については、共済金の仮渡を検討し早期支払いを目指す。

10　損害評価結果の情報提供

被害申告を行った加入者が共済金の支払対象とならなかった場合でも、評価結果について情報提供を行う。

11　登熟不良等被害米の把握

関係機関の協力を得て、登熟不良等被害に対する農業者への注意喚起を迅速に行う。

第２　家畜共済

１　共済金の適正化

家畜共済診療点数表及び病傷事故給付基準等に基づいて集合審査を行い病傷事故の給付額を算定する。

集合審査体制の強化として、２名以上の組合獣医師により診断書の内容審査を行う。さらに、「返戻理由書」を作成し「集合審査カルテ状況」により件数を確認する。

２　免責基準の適切な取扱い

免責の趣旨及び免責基準の内容を加入者に周知徹底するとともに、必要に応じて調査・見直しを行う。

３　廃用認定の励行と残存物評価

廃用認定基準細則を職員及び獣医師等に周知し、廃用申請に際しては現地で立会し適正な廃用認定に努める。廃用家畜の残存物価額は枝肉市場出荷価格を基準とし、生体取引の場合は再評価売渡価額の算定を行い、適正な共済金の支払いに努める。

４　病傷事故の現地確認

病傷事故診断書の１０％以上について現地確認する。

５　獣医師対象推進会議の開催

家畜共済関係規定の周知やコンプライアンス意識を高めるための獣医師対象推進会議を開催しルールを遵守した業務運営の重要性について理解を深める。

6　共済金支払い事務の適正化

獣医師に毎月５日までの病傷事故診断書提出期限の厳守を依頼するとともに、共済金支払い事務を迅速化する。また、診療費の領収書もしくは病傷事故共済金代理受領委任状の提出を依頼する。

7　電子カルテシステムの導入推進

家畜診療における「診療簿の作成」「診療の記録」「診療簿の管理」などの業務をサポートし、集合審査の適正化及び効率化に努める。

第３　果樹共済

１　基準収穫量の適正な設定

基準収穫量の設定にあたり、適正な園地指数・肥培管理指数及び損害評価指数を用いた設定を行うよう努める。

２　加入者の被害申告の適正化

加入者からの事故発生通知を迅速に行わせ、損害通知を的確に行う。

３　損害評価の適正実施

加入者からの損害通知に基づく見回り調査を行い、被害状況を把握するとともに、適正な損害評価に努める。

４　分割評価の実施

共済事故以外の減収が認められる被害については、分割評価基準に基づいた適正な分割評価を行う。

５　関係機関との連携による適正評価

東海農政局岐阜県拠点、県、果樹生産団体及びＪＡ等との連携強化や選果場での情報収集を行い、損害評価の適正化を図る。

６　出荷数量等による評価収量の検証

ＪＡ等の出荷数量に基づき、見回り調査等と照らし合わせ適正評価に努める。

第４　畑作物共済

（大豆）

１　加入者の被害申告の適正化

見回り調査を実施し、被害の概要を的確に把握し被害申告するよう周知に努める。

２　適正な損害評価の実施

加入者からの被害申告に基づいて農家申告抜取調査及び見回り調査を行い、被害状況を把握するとともに、抜取調査を実施し、適正な損害評価に努める。

３　分割評価の実施

共済事故以外の減収が認められる被害については、分割評価基準に基づいた適正な分割評価を行う。

４　関係機関との連携による適正評価

東海農政局岐阜県拠点、県及びＪＡ等との連携で、適正な損害評価を行う。

５　出荷数量等による評価収量の検証

ＪＡ等の出荷数量に基づき、見回り調査等と照らし合わせ適正評価に努める。

（蚕繭）

１　関係機関との連絡協調

県及び県蚕糸協会と連携を図り、被害の実態を的確に把握する。

第５　園芸施設共済

１　加入者の被害申告の適正化

引受の際、遅滞のない被害申告の周知並びに被害の確認及び概況調査に基づいた損害通知を迅速に行うよう努める。

２　関係機関との連携による適正評価

県、市町村及びＪＡ等関係機関と連携を図り、施設及び施設内農作物の被害の実態を把握し、適正な損害評価を行う。

３　損害評価体制の強化

台風等による大災害時に対応するため、支所間の垣根を超えた損害評価体制を構築する。

第６　任意共済

１　事故発生通知の迅速化の徹底

罹災農業者が事故発生通知を迅速に行うよう、広報紙又はリーフレット等での周知徹底に努める。また、加入農家検索システムを活用し、事故を早急に把握する。

2　適正な損害評価の実施

建物共済においては、火災等の事故について罹災原因、罹災状況を消防署及び警察署の協力を得て的確に把握する。また、農機具損害共済においては、農機具損害共済修理済証明書、見積書、パーツリスト等を精査するとともに免責基準を的確に適用し、適正な損害評価に努める。

3　他共済等（ＪＡ等他共済及び損保）との連携

他共済等との重複契約がある罹災物件については、連携を密にし、適正な共済金の支払いに努める。

4　落雷事故処理の迅速化

家電製品等損害証明書等関係書類を早期に整え、共済金の早期支払いに努める。

5　重複契約関係の支払対応

罹災者に対して他共済等の重複契約関係を確認するとともに、共済金等の請求方法（独立責任額全額支払方式）についての加入者への充分な説明等、適正な対応を図る。

6　任意共済事業に関する研修

(1) 東海地区で開催する地震対応研修会を受講し、損害評価技術の向上を図り地震災害対応職員の養成に努める。

(2) 全国農業共済協会等が開催する建物共済損害評価技術研修会に参加し、制度内容、損害評価技術、現場で生かせる知恵の習得を図る。

7　広域災害損害評価体制の連携強化

東海地区での連携で、広域災害に対応した地区間の評価支援体制の強化を図る。

（５）損害防止事業の実施方策

第１　農作物共済

１　関係機関と連携した防除指導と損害防止

(1) 県機関の開催する防除会議等に参画し、防除知識及び防除技術の向上を図りながら損害防止に努める。

(2) 県及びＪＡ等の水稲、麦栽培技術指導者と連携を密にし、防除体系や病害虫発生情報の伝達を図るよう努める。

２　登熟不良等被害の注意喚起

水稲登熟不良被害収穫前判定システムの活用及びＪＡ全農岐阜の米穀格付員の助言で適期に注意喚起を行い損害防止に努める。

第２　家畜共済

１　共済加入者の巡回指導

無獣医地区の共済加入者を定期的に巡回し、繁殖検診を行うとともに飼養管理指導を行う。

２　家畜伝染病の防疫

県家畜防疫対策課及び家畜保健衛生所並びに他機関と協力し、家畜伝染病の防疫措置を行う。

第３　果樹共済

関係機関と連携した基幹防除の確実な実施

県及びＪＡ等の果樹栽培技術指導者の協力を得ながら、基幹防除の実施を徹底する。

第４　畑作物共済

関係機関と連携した防除指導

県及びＪＡ等の大豆栽培技術指導者と連携を密にし、防除体系や病害虫発生情報の伝達を図るよう努める。

第５　園芸施設共済

１　気象予報等による損害防止

関係機関と連携を密にし、台風、雪害等の損害防止対策について、広報紙等により周知徹底するよう努める。

２　病害虫発生予察等による損害防止

病害虫防除所等と連携を密にし、病害虫発生情報について周知徹底するよう努める。

（６）執行体制の整備

第１　事務執行体制の整備方法

１　総代会

・総代定数 40 名　通常総代会：年１回（必要に応じて臨時総代会）

・定款及び事業規程の変更、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び不足金処理案等の承認を行う。

・次年度の事業計画及び収支予算の承認を行う。

２　理事会

・理事 11 名　定例理事会：年４回を予定

・総代会議案、執行計画及び業務・事業の執行状況の審議を行う。

・諸規則の変更等の審議を行う。

３　監事会

・監事３名　定例監事会：年２回

・10 月に中間監査、５月に決算監査を実施し、業務の執行状況及び財産状況を監査する。

４　余裕金運用管理委員会

・組合長が指名した若干名　四半期に１回

・余裕金の運用状況を監視し、理事会に報告する。

５　損害評価会委員

・委員 100 名以内（農作物水稲共済部会、農作物麦共済部会、家畜共済部会、果樹なし・かき共済部会、果樹りんご・もも共済部会、畑作物大豆共済部会、畑作物蚕繭共済部会、園芸施設共済部会及び任意共済部会）

・組合の当初評価高の認定（共済減収量等）を主に行う。

第２　共済部長の設置及び職務

ＮＯＳＡＩ事業及び収入保険事業を円滑に伝達するには、基礎組織である共済部長、損害評価員の協力をお願いすると共に研修会等を開催し、事業運営を円滑に進める。

第３　職制及び職員の配置計画

・職制機構を２部５支所 16 課１家畜診療所制とし、職制規則に基づく職務権限及び責任体制の強化に努める。

・職制規則に基づき、職員の適材適所の配置及び人事異動の適正化に努め、事業成績の向上と内部牽制機能の強化に努める。

・支所長会議など各会議を開催し、加入推進方策や目標達成に向けた事業運営に努める。

・農業経営収入保険担当者を設置し推進を行う。

第４　役職員研修等の体制及び計画

・役職員を対象に制度の推進・定着と事業・組織運営の活性化に貢献できる人材を育成するため、次の研修会等を開催又は参加する。

１　農林水産省、ＮＯＳＡＩ協会及びＮＯＳＡＩ全国連主催の研修会への参加

２　役員（理事・監事）研修

３　事業別研修会の開催

４　職員の資質向上研修会の開催及び参加

(1) 損害防止研修

・農薬管理指導士の取得及び更新

(2) コンプライアンス研修

(3) 情報セキュリティ研修

・情報セキュリティポリシーの周知、見直し、情報資産管理に関する研修

(4) 損害評価研修

（７）予算統制の方策

１　事業計画及び業務収支予算に基づき、費用対効果を念頭に置きつつ業務経費全体の節減に努める。

２　予算差引簿で経費の執行状況を常に把握し、経費の適正かつ的確な執行に努める。

３　余裕金運用管理委員会において四半期毎に余裕金の運用方法を協議するとともに、信用リスク、市場リスク、流動性リスクを管理し安全性を重視しつつ、効率的な運用を図る。